

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 及 び 要 旨 | 提 出 者 | 審査結果 |
|-------------------|------|--|--|-----------------|
| 2年-12 (2.2.20) | 危機管理 | <p>放射能汚染された除去土壌（除染土）の再利用（処分・拡散）を全国で進める環境省令案の再考を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 2011年3月の福島第一原子力発電所事故により、放射性物質が環境中に放出したことを受け、住民の被ばくの低減を目的に、除染が行われた。今年1月8日、環境省は汚染された「除染土（除去土壌）」を全国の公共事業や農地造成等で再利用（処分）するための省令案（「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）」及び「環境大臣が定める者の告示（案）」）を公示し、その施行期日を4月1日としている。放射性廃棄物を含む土壌を全国に拡散させることは世界でも例がなく、非常に問題である。</p> <p>従来、100ベクレル/kgを超える放射性廃棄物は、ドラム缶に詰めて原発施設内で厳重に管理・処分されてきた。一方で、2011年の福島原発事故を受け、従来の基準を大幅に緩め8,000ベクレル/kg以下の放射能汚染された廃棄物をごみとして処理できるよう定めた（放射性物質汚染対処特措法）。</p> <p>環境省の審議会（中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会）では、8,000ベクレル/kg以下の除染土を、道路・防波堤などの盛土材や農地のかさ上げ材など、全国の公共事業や農地造成等で利用できる方針を策定している。さらに、前述の省令案には、具体的な用途の制限や放射能濃度の基準、どのような対策・方法で住民の健康や</p> | <p>えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) 共同代表 山中幸子</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">本会議(R2.3.24)委員長報告 会議録暫定版</p> <p>福島県内における除染等の措置によって生じた除去土壌等は、平成23年11月の閣議決定により、「可能な限り減容化を図るとともに、減容化の結果、分離されたもの等、汚染の程度が低い除去土壌について、安全性を確保しつつ、再生利用等を検討する必要がある。」とされており、現在、仮置き場等で一時的に管理されている除去土壌等を安全に集中管理・保管するため、中間貯蔵施設に搬入する作業が進められています。</p> <p>これらについては、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分することとされていることから、大量の除去土壌を安全に減らすことが重要であり、国として専門家による安全評価に関する議論や再生利用の技術開発の実証事業で得られた科学的知見を踏まえ、公共事業体による適切な管理の下で再生利用すべく、環境省令の改正手続を行っているところです。</p> <p>今後、国では安全確保を大前提とし、再生利用の必要性和安全性に関する知見を国民と共有するとともに、地域住民・地元自治体等の理解・信頼を得るための取組を進めるとしていることから、不採択と決定いたしました。</p> </div> | 不採択 (2.3.24) |

地域づくり県土警察常任委員会・陳情

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>生活環境が守られるかが記載されていない。また、再利用（処分）実施者や管理者の責任、情報の公開、地方自治体の権限等も示されてなく、膨大な除染土が知らない間に全国各地で再利用されかねない。問題が生じても責任を問うことができないことも懸念される。</p> <p>近年、大型台風の到来などによる水害や土砂崩れ等が増加しているが、除染土を使用した構造物や盛り土が壊れば、除染土が河川等に大量に流出し、環境中に拡散されるおそれがある。このような事態を懸念して、放射性物質の拡散につながる除染土の利用に反対する決議や意見書の提出を行う地方自治体も出ている。</p> <p>鳥取県は自然に恵まれ、一次産業や観光も重視してきた。放射性物質が環境中に拡散することは、土壌や水の汚染、地価の低下等を引き起こし、農林水産漁業へも影響が生じかねず、風評被害を含め、将来に禍根を残すことになる。この省令案については、現時点で拙速な施行をするべきではなく、国に慎重な検討を求める必要がある。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国に対して、除去土壌の再利用を進める環境省令案について再考を求める意見書を提出すること。</p> | | |
|--|--|--|--|